

足立区バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
区役所周辺地区

平成30年3月  
東京都公安委員会

## 足立区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「区役所周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、足立区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	国道4号	日光街道	中央本町5丁目2番先から 梅島1丁目1番先まで	東武伊勢崎線 梅島駅 五反野駅	足立区役所、足立区役所別館、足立保健所、苑風会病院、ニトリ梅島ショッピングセンター、りそな銀行西新井支店、JA東京スマイル足立支店
②	主要地方道環状七号線 (第318号)	環七通り	中央本町5丁目23番先から 島根1丁目9番先まで		ニトリ梅島ショッピングセンター、MEGAドン・キホーテ環七梅島店
③	梅島151		梅島2丁目34番先から 梅島2丁目35番先まで		足立東部病院
④	梅島183		梅島2丁目14番先から 梅島1丁目36番先まで		ベルモント公園
⑤	梅島224		梅島1丁目13番先から 梅田7丁目29番先まで		梅島駅、東武ストア梅島店
⑥	梅島235		梅島1丁目3番先から 梅田7丁目32番先まで		
⑦	梅島279		梅田7丁目19番先から 梅田7丁目13番先まで		梅田図書館
⑧	梅島362		梅島2丁目14番先から 梅島2丁目14番先まで		梅島住区センター
⑨	梅島370		梅島2丁目38番先から 梅田8丁目1番先まで		梅島駅、ココスナカムラ梅島店、城北信用金庫梅島支店、足立成和信用金庫中央支店
⑩	足立31		梅島1丁目14番先から 梅島1丁目2番先まで		あすか信用組合足立支店
⑪	足立35		梅田7丁目33番先から 梅田7丁目20番先まで		梅島公園、エルソフィア

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
⑫	足立 36		中央本町 5 丁目 6 番先から 中央本町 1 丁目 2 番先まで	東武伊勢崎線  梅島駅 五反野駅	中央公園、足立区役所、栗島住区センター、足立福祉事務所、足立区医師会館休日応急診療所
⑬	足立 37		弘道 1 丁目 30 番先から 足立 4 丁目 41 番先まで		五反野駅、サミットストア五反野店、三井住友銀行五反野支店
⑭	五反野 111		中央本町 3 丁目 16 番先から 中央本町 3 丁目 12 番先まで		中央本町地域学習センター、中央本町住区センター
⑮	五反野 112		青井 6 丁目 25 番先から 中央本町 5 丁目 23 番先まで		
⑯	五反野 134		中央本町 1 丁目 17 番先から 中央本町 1 丁目 12 番先まで		中央公園
⑰	五反野 168		中央本町 1 丁目 13 番先から 中央本町 1 丁目 11 番先まで		
⑱	五反野 350		青井 6 丁目 15 番先から 中央本町 3 丁目 11 番先まで		青井ふれあい公園、スーパーベルクス足立中央店
⑲	五反野 350		中央本町 5 丁目 7 番先から 中央本町 1 丁目 22 番先まで		栗島住区センター、足立福祉事務所
⑳	私道		中央本町 2 丁目 1 番先から 足立 4 丁目 41 番先まで		五反野駅
㉑	(補助第 138 号線)		中央本町 2 丁目 18 番先から 中央本町 1 丁目 5 番先まで		

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	国道 4 号	信号機の改良 (音響機能の整備)	平成 30~38 年度
②	主要地方道環状七号線(第 318 号)	横断歩道の整備	同上
⑥	梅島 235	横断歩道の整備	同上
⑨	梅島 370	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
⑩	足立 31	信号機の改良 (音響機能の整備) 横断歩道の整備	同上
⑫	足立 36	横断歩道の整備	同上
⑮	五反野 112	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
⑰	五反野 168	横断歩道の整備	同上
⑱	五反野 350	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成 30～38 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

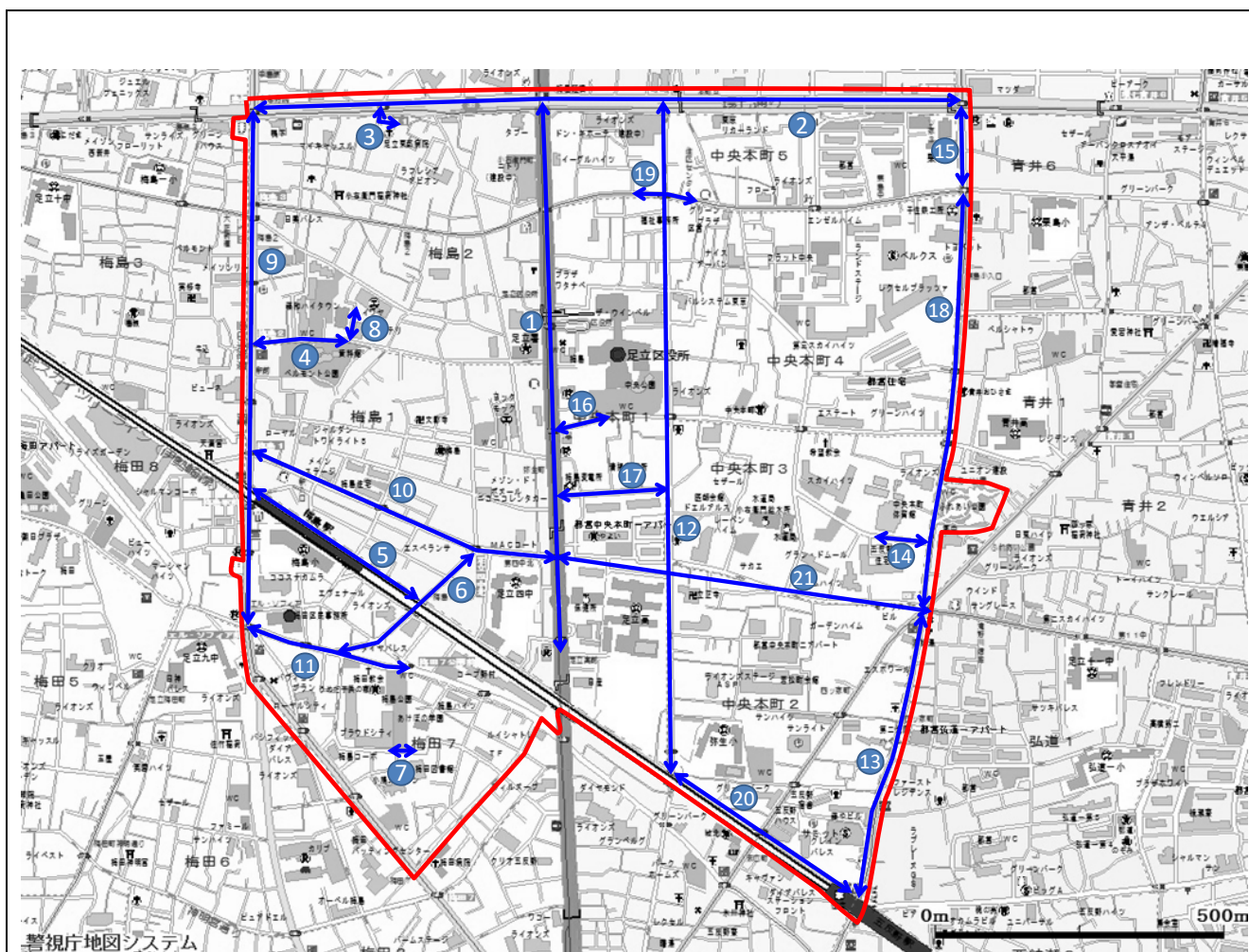
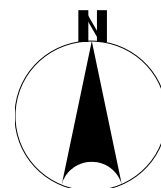
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図

区市町村名	足立区
重点整備地区名	区役所周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

## < 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)